

[事案 29-74] リビング・ニーズ特約保険金支払請求

・平成 29 年 12 月 26 日 裁定不調

<事案の概要>

余命 6 か月以内と宣告された時点で、募集人からリビング・ニーズ特約保険金の案内がなかったことを不服として、同保険金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 6 年 8 月にリビング・ニーズ特約を付加して契約した定期保険特約付終身保険について、リビング・ニーズ特約保険金を請求したところ、約款非該当として支払われなかった。しかし、以下の理由により、同保険金を支払ってほしい。

- (1) 数年前の入院給付金等請求時に、余命 6 か月以内と宣告されたことを募集人に伝えたが、募集人から案内がなく、リビング・ニーズ特約が付加されていることを知らなかったので請求できなかった。
- (2) 募集人は、何度も同特約保険金を案内する機会があったのに、案内しなかった。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) リビング・ニーズ特約保険金の支払理由である「余命 6 か月以内と判断される時」とは、請求時に存在する必要がある。
- (2) 契約時および契約後に、同特約についての説明やお知らせが繰り返し行われている。
- (3) 募集人は、余命 6 か月以内と宣告されたことを聞いていない。当時、申立人から「治療するために頑張りたい」との話があり、同特約保険金の案内をする状況ではなかった。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人の対応に不適切な点があったかどうかなど入院給付金等請求前後の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、リビング・ニーズ特約保険金の支払いは認められないが、申立人の近い将来の死亡の可能性を意識し、一定の説明を行うなどしていた募集人の対応が適切であったとはいえないことから、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から和解案を受諾しないとの回答があったため、裁定不調として手続を終了した。